

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

（課名：文化芸術振興課）

1 施 設 名	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館									
2 施 設 の 概 要	<p>【滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール】 敷地面積 20,000m² 延床面積 29,264m² 施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上4階、地下2階 主な施設 大ホール1,848席、中ホール804席、小ホール323席、リハーサル室、練習室3室、研修室、駐車場等</p> <p>【滋賀県立文化産業交流会館】 敷地面積 21,741m² 延床面積 10,561m² 施設構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造、5階建 主な施設 イベントホール、小劇場、練習室2室、会議室5室、文化教室、駐車場等</p>									
3 募 集 概 要	<p>施設内容</p> <p>【滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール】 (所在地) 大津市打出浜15番1号 (設置目的) 県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資すること。 (設置年月) 平成10年9月</p> <p>【滋賀県立文化産業交流会館】 (所在地) 米原市下多良二丁目137 (設置目的) 県の文化の向上と産業の振興を図ること。 (設置年月) 昭和63年4月</p>									
4 応 募 状 況	<p>募 集 方 法</p> <p>非公募</p> <p>申請要項配布期間</p> <p>令和7年9月19日 ~ 令和7年9月30日</p> <p>申請受付期間</p> <p>令和7年9月19日 ~ 令和7年9月30日</p> <p>指 定 期 間</p> <p>令和8年4月1日 ~ 令和11年3月31日（3年間）</p> <p>募 集 内 容</p> <p>管理業務内容</p> <p>(1) 事業の実施に関する業務 (2) 施設の運営に関する業務 (3) 施設・設備等の維持管理業務 (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な付随業務</p> <p>※滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールは改修工事に伴い令和8年7月から令和10年2月まで休館となるが、その間の業務を含む</p> <p>管理料参考額</p> <p>3,869,818,000円（消費税および地方消費税を含む。）</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申 請 者</th> <th rowspan="2">グルーピングの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津市打出浜15番1号</td> <td>公益財団法人びわ湖芸術文化財団</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計 1 者</p>		申 請 者		グルーピングの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	大津市打出浜15番1号	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	—
申 請 者		グルーピングの構成 (グループ申請の場合)								
所在地	名 称									
大津市打出浜15番1号	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	—								

5 審 査 の 概 要 お よ び 結 果	審 査 方 式	滋賀県指定管理者等選定委員会において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。														
	選定委員会 (ホール部会) 委員 *部会長 (50音順、敬称略)	*青山 公三（京都府立大学名誉教授） 川元 麻衣（公認会計士） 坂本 直子（兵庫県立芸術文化センター副館長） 林 瞳（滋賀大学教育学部教授） 森 真子（弁護士）														
	審 査 基 準	別紙参照														
	審 査 経 過	令和7年度滋賀県指定管理者等選定委員会ホール部会 第1回 (開催日) 令和7年7月22日 (内 容) 指定管理者申請要項および審査基準 令和7年度滋賀県指定管理者等選定委員会ホール部会 第2回 (開催日) 令和7年10月15日 (内 容) 事業計画のヒアリング、審査、指定管理者候補者選定														
	指定管理者の候補者	公益財団法人びわ湖芸術文化財団														
審 査 結 果	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点30点)</th><th>選定基準2 (配点120点)</th><th>選定基準3 (配点75点)</th><th>選定基準4 (配点57点)</th><th>選定基準5 (配点18点)</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団</td><td>20.4</td><td>78.6</td><td>52.4</td><td>35.64</td><td>3.0</td><td>190.04</td></tr> </tbody> </table>	申請者	選定基準1 (配点30点)	選定基準2 (配点120点)	選定基準3 (配点75点)	選定基準4 (配点57点)	選定基準5 (配点18点)	合 計	公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	20.4	78.6	52.4	35.64	3.0	190.04
申請者	選定基準1 (配点30点)	選定基準2 (配点120点)	選定基準3 (配点75点)	選定基準4 (配点57点)	選定基準5 (配点18点)	合 計										
公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	20.4	78.6	52.4	35.64	3.0	190.04										
※点数は各委員の平均値 (300点満点)																
○各委員の採点結果																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人び わ湖芸術文化財 団</td><td>207.8</td><td>182.6</td><td>247.2</td><td>131.8</td><td>180.8</td><td>950.2</td><td>190.04</td></tr> </tbody> </table>	申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人び わ湖芸術文化財 団	207.8	182.6	247.2	131.8	180.8	950.2	190.04
申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値									
公益財団法人び わ湖芸術文化財 団	207.8	182.6	247.2	131.8	180.8	950.2	190.04									
○提示額一覧表																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>提 示 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人びわ湖芸術文化財団</td><td>3,869,790,000円</td></tr> </tbody> </table>	申 請 者	提 示 額	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	3,869,790,000円												
申 請 者	提 示 額															
公益財団法人びわ湖芸術文化財団	3,869,790,000円															
【選定理由】 滋賀県指定管理者等選定委員会ホール部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、これまでの施設管理の実績や健全な経営基盤により適切な管理運営が見込めると判断されたため。																
【指定管理者選定委員会の概要】 <ul style="list-style-type: none"> 改修工事により約20か月間びわ湖ホールが休館するとの事情から非公募とされており、当財団を選定することは妥当である。 直近3か年の決算の状況から、短期的にも、長期的にも財務面に安定性が認められ、管理運営に必要な経営基盤を概ね有している。 長年の運営実績は評価できるが、より地域に開かれた活動も求められる。 オペラ等の高度な自主制作や職員の人材育成の面で、当財団が継続して指定管理者となるメリットはあるが、民間活用の効果も踏まえ、次期指定管理者の選定方法について検討されたい。 																
上記の結果、公益財団法人びわ湖芸術文化財団を指定管理者の候補者として選定した。																

別紙

審査基準

番号	選定基準 (条例第10条)	審査項目・内容	配点
1	事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(第1号)	(1)公平な利用の確保に関する考え方 ・申請団体の経営方針が適切で公共性があるか ・使用許可の手続きは適切か ・事業等の内容に偏りがないか ・障害者等多様なニーズに対する配慮がされているか ・施設の利用や事業の実施にあたって、料金区分設定等は適切に配慮がされているか	30
2	事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること(第2号)	(1)施設の設置目的および運営方針との整合性 ・施設の設置目的等を理解しているか ・県の運営方針と合致しているか ・サービスの水準の確保に向けた取組は適切か ・管理運営目標の達成に向けた取組は適切か ・学校や地元自治体、関係団体等との連携は適切か (2)事業の実施に関する考え方と企画内容 ・社会的・地域的ニーズに沿った企画内容か ・拠点施設の役割を果たす企画内容か ・2施設の強みを活かした企画内容か ・将来を見据えた新たな期待感が持てる企画内容か ・事業評価の方法は適切か ・広報の考え方や広報計画の内容は適切か (3)施設の運営に関する業務の考え方(貸館等) ・利用者サービス向上に向けた取組は適切か ・利用の拡大に向けた取組は適切か ・利用者ニーズの把握方法は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法は適切か (4)施設・設備等の維持管理業務の考え方 ・維持管理方法が適切かつ効率的か ・安全確保の方策は適切か (5)びわ湖ホール休館中における企画内容 ・新規性やチャレンジ性があり、再開館後の施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか	120 (30) (30) (15) (15) (30)
3	事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	(1)施設の管理に係る経費縮減に関する考え方 ・経費縮減の実現性があり適正であるか ・長期的に見た場合、サービスの低下につながる恐れはないか (2)参考額と経費見積額の比較 ・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか (3)歳入確保に関する考え方 ・多様な財源の確保に向けた取組内容が提案されているか	75 (15) (40) (20)
4	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	(1)収支計画について ・収支計画の実現性はあるか、財務状況は健全か ・収入、支出の積算と事業計画の整合性はあるか (2)組織および人員について ・組織構成および人員配置は適切か ・相当の知識や経験等を有する職員がいるか ・人材育成、研修等の体制は適切か ・関係法令および条例の規定の遵守について (3)経営基盤について ・財務状況は健全か (4)類似施設の運営実績について ・大規模施設を運営した実績は十分か (5)人権への配慮について ・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか ・人権等に配慮した施設運営が可能か	57 (12) (12) (12) (9)

5	滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	(1)県内に本店を有する事業者であるか	18 (3)
		(2)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	(3)
		(3)高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	(3)
		(4)障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	(3)
		(5)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているかまたは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	(3)
		(6)環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	(3)
		合 計	300

選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	
代表者職・氏名	理事長 村田 和彦	
団体の所在地	大津市打出浜15番1号	
設立年月日	平成8年4月1日	
資本金	122,600千円（令和7年9月1日現在）	
従業者数	令和7年9月1日現在	103人
主たる業務内容	<p>この法人は、各種の優れた舞台芸術事業等を行い、芸術文化をはじめとする文化に関する活動を展開することによって、文化の創造と振興を図り、もって県民のより豊かな生活環境づくりに寄与することを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>(1)舞台芸術事業をはじめとする芸術文化事業の企画、制作および実施 (2)舞台芸術をはじめとする芸術文化に関する教育普及事業の実施 (3)舞台芸術をはじめとする芸術文化に関する情報の収集および提供 (4)地域の文化の振興に関する事業の実施および文化と産業との連携に関する事業の支援 (5)滋賀県が行う芸術文化事業等の受託および協力 (6)滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の維持および管理運営 (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>指定管理業務の実績</p> <p>(1)滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール (平成18年4月～令和8年3月) (2)滋賀県立文化産業交流会館 (平成29年4月～令和8年3月)</p>	
特記事項	<p>平成23年4月 公益財団法人びわ湖ホールに認定 平成29年4月 公益財団法人びわ湖芸術文化財団に名称変更</p>	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名： 文化芸術振興課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額（債務負担行為額）			今回の指定による効果の概要			
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他		
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	非公募	3	3,869,790	3,861,759	1,287,253	2施設を一括管理することにより、企画・広報・舞台技術といった相互の事業特性を活用し、効率的・効果的な運営に取り組む。 びわ湖ホール休館中ににおいても県内外文化ホール等との協働・連携を図ることにより、県民が舞台芸術に親しむ機会を提供する。	総務部門の集約化、委託業務の共通仕様化および設備機器の相互活用により、経費縮減を図る。	開館当初からの施設管理の経験やノウハウを生かした、利用者の安全・安心に配慮した安定的な施設運営を行う。	

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名 : 文化芸術振興課)

1 施設名	滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター									
2 施設の概要	<p>敷地面積 4,162,930m² (全園)</p> <p>○滋賀県希望が丘文化公園 <スポーツ施設>スポーツ会館 延床面積4,292m² (体育室、多目的室等) 陸上競技場、球技場、野球場、ソフトボール場、テニスコート等 <その他> 芝生ランド、ピクニックランド、サイクリングロード、駐車場等</p> <p>○滋賀県立青少年宿泊研修所 敷地面積 36,335m² 延床面積 8,974m² (宿泊定員360名、宿泊室、大ホール、研修室、食堂棟等)</p>									
3 募集概要	<p>○滋賀県立希望が丘野外活動センター 敷地面積 210,000m² 野外活動センター 延床面積 1,216m² (ホール、集会室、クラフト室等) 東キャンプ場 470名収容、西キャンプ場 400名収容、雨天営火場等</p> <p>施設内容 (所在地) 竜王町薬師1178、野洲市北桜978 (設置目的) 優れた自然環境を保護し、活用し、県民に憩いの場を提供するとともに 広く県民文化、体育の向上に資するため。 (設置年月) 昭和47年4月</p>									
4 応募状況	募集方法	非公募								
	申請要項配布期間	令和7年9月5日 ~ 令和7年9月26日								
	申請受付期間	令和7年9月5日 ~ 令和7年9月26日								
	指定期間	令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日 (2年間)								
	募集内容	(1) 事業の実施に関する業務 (2) 施設の運営に関する業務 (3) 施設・設備等の維持管理業務 (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な付随業務								
管理料参考額		694,034,000円 (消費税および地方消費税を含む。)								
		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申 請 者</td> <td rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名 称</td> </tr> <tr> <td>蒲生郡竜王町薬師1178</td> <td>公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園</td> <td>—</td> </tr> </table>	申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	蒲生郡竜王町薬師1178	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	—
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在地	名 称									
蒲生郡竜王町薬師1178	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	—								
		合計1者								

5 審査の概要および結果	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会希望が丘部会において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準に基づく審査および採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。														
	選定委員会委員 (希望が丘部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*青山 公三（京都府立大学名誉教授） 川元 麻衣（公認会計士） 黒澤 育（びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部教授） 永浜 明子（立命館大学スポーツ健康科学部教授） 森 真子（弁護士）														
	審査基準	別紙参照														
	審査経過	令和7年度滋賀県指定管理者等選定委員会希望が丘部会 (開催日) 令和7年10月24日 (内容) 事業計画のヒアリング、審査、指定管理者候補者選定														
審査結果	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園														
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点30点)</th><th>選定基準2 (配点105点)</th><th>選定基準3 (配点75点)</th><th>選定基準4 (配点72点)</th><th>選定基準5 (配点18点)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園</td><td>21.6</td><td>76.92</td><td>56.4</td><td>50.52</td><td>12</td><td>217.44</td></tr> </tbody> </table>	申請者	選定基準1 (配点30点)	選定基準2 (配点105点)	選定基準3 (配点75点)	選定基準4 (配点72点)	選定基準5 (配点18点)	合計	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	21.6	76.92	56.4	50.52	12	217.44
申請者	選定基準1 (配点30点)	選定基準2 (配点105点)	選定基準3 (配点75点)	選定基準4 (配点72点)	選定基準5 (配点18点)	合計										
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	21.6	76.92	56.4	50.52	12	217.44										
※点数は各委員の平均値 (300点満点)																
○各委員の採点結果																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園</td><td>216</td><td>192.6</td><td>219.6</td><td>231.6</td><td>227.4</td><td>1,087.2</td><td>217.44</td></tr> </tbody> </table>	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	216	192.6	219.6	231.6	227.4	1,087.2	217.44
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値									
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	216	192.6	219.6	231.6	227.4	1,087.2	217.44									
○提示額一覧表																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園</td><td>684,034,000円</td></tr> </tbody> </table>	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	684,034,000円												
申請者	提示額															
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	684,034,000円															
【選定理由】 滋賀県指定管理者等選定委員会希望が丘部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、これまでの公園管理の実績や健全な経営基盤により適切な管理運営が見込めると判断されたため。																
【指定管理者選定委員会の概要】 ・直近3か年の決算の状況から、短期的にも、長期的にも財務面に安定性が認められ、管理運営に必要な経営基盤を有している。 ・事業計画の内容について、申請要項で求められている内容を満たしており、加えて長年の運営実績に基づく堅実で公共性の高い事業や民間団体と連携した事業の提案があり、利用者サービスの向上につながるものと評価できる。																
上記の結果、公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園を指定管理者の候補者として選定した。																

別紙 審査基準

番号	選定基準 (条例第10条)	審査項目・内容	配点
1	事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(第1号)	(1)公平な利用の確保に関する考え方 ・申請団体の経営方針が適切で公共性があるか ・事業等の内容に偏りがないか ・経営のモラルは適切か ・障害者など多様なニーズを持つ方への配慮がされているか ・青少年等に対して低廉な料金区分の設定をしていることについて理解し推進できるか	30
2	事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させること(第2号)	(1)施設の運営方針 ・施設の設置目的、概要等を理解しているか ・管理運営目標の達成に向けた取組は適切か ・サービスの水準の確保に向けた取組は適切か ・利益配分の考え方は適切か ・学校や地元自治体、周辺施設、各種団体等との連携は適切か (2)事業の実施に関する考え方と企画内容 ・青少年等の社会教育につながる企画内容か ・県民の需要に応える魅力的な企画内容か ・県民の社会的・地域的ニーズに沿った企画内容か ・過去の実績は十分か ・事業評価の方法は適切か ・事業参加者数の拡大に関する取組は適切か ・自主事業の取組は適切か (3)施設の運営に関する業務の考え方(貸館など) ・利用者サービス向上に向けた取組内容は適切か ・利用の拡大に向けた取組内容は適切か ・利用者ニーズの把握方法は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法は適切か ・安全確保の方策は適切か ・過去の実績は十分か (4)施設・設備等の維持管理業務の考え方 ・保守点検、清掃などの方法は適切かつ効率的か ・施設の修繕にあたっての考え方は適切かつ効率的か ・過去の実績は十分か (5)公園の活性化方針に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案 ・新規性やチャレンジ性があり、公園の活性化方針に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか	105 (18) (18) (30) (18) (21)
3	事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	(1)施設の管理に係る経費縮減に関する考え方 ・経費縮減の実現性があり適正であるか ・長期的に見た場合、サービスの低下につながる恐れはないか ・過去の実績を踏まえた適切な内容か (2)参考額と経費見積額の比較 ・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	75 (30) (45)

4	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (第4号)	<ul style="list-style-type: none"> (1)収支計画について <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の実現性はあるか ・収入、支出の積算と事業計画の整合性はあるか ・多様な事業財源の確保に向けた考え方は適切か (2)組織および人員について <ul style="list-style-type: none"> ・組織構成および正規職員の配置は適正か ・関係法令等の遵守や緊急時に対応できる体制が確立されているか ・施設の維持管理等に相当の知識や経験等を有する職員がいるか ・人材育成、研修等の体制は適切か ・職員の採用・確保の方策は適切か (3)経営基盤について <ul style="list-style-type: none"> ・財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か (4)類似施設を良好に運営した等の実績について <ul style="list-style-type: none"> ・大規模施設を運営した実績は十分か (5)人権への配慮について <ul style="list-style-type: none"> ・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。 ・人権等に配慮した施設運営が可能か 	72 (15)
5	滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店を有する事業者であるか ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 ・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 <ul style="list-style-type: none"> ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 	18 (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) 合計 300

選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団体概要書

項目	内 容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	
代表者職・氏名	理事長・馬渕 兼一	
団体の所在地	蒲生郡竜王町薬師1178	
設立年月日	昭和45年4月1日	
資本金	10,000千円（令和7年9月1日現在）	
従業者数	令和7年9月1日現在	43人
主たる業務内容	<p>滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センターの管理運営ならびに以下の事業の企画・実施</p> <p>(1)青少年の健全育成に関する事業の実施および支援 (2)社会教育、生涯学習に関する事業の実施および支援 (3)スポーツ振興に関する事業の実施および支援 (4)健康増進に関する事業の実施および支援 (5)自然体験に関する事業の実施および支援 (6)滋賀県が行う文化公園に関する事業の受託および協力 (7)文化公園の維持および管理運営 (8)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>指定管理業務の実績</p> <p>(1)滋賀県希望が丘文化公園（平成18年4月～令和8年3月） (2)滋賀会館（平成18年4月～平成22年3月） (3)しが県民芸術創造館（平成18年4月～平成26年12月） (4)滋賀県立文化産業交流会館（平成18年4月～平成29年3月）</p>	
特記事項	<p>滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センターの現指定管理者 受託管理：昭和47年1月18日～平成18年3月31日 指定管理：平成18年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>※ 昭和47年1月18日～昭和51年3月31日 (財) 滋賀県希望が丘管理公社が管理 昭和51年4月1日 (財) 滋賀県文化体育振興事業団に統合 平成4年4月1日 (財) 滋賀県文化振興事業団に名称変更 平成29年4月1日 (公財) 滋賀県希望が丘文化公園に名称変更</p>	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名： 文化芸術振興課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額（債務負担行為額）			今回の指定による効果の概要		
				A	うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	非公募	2	684,034	676,570	338,285	幅広い世代が参加できる多彩な事業の展開や各種大会の開催等による、交流・憩いの場の提供やスポーツ・健康づくりの推進の一層の充実。 開園日・開園時間の拡大、施設利用料金の割引およびマイクロバスによる園内送迎サービスの実施による利便性の向上。	デマンド管理による最大電力の抑制や照明のLED化および自動点灯化によるエネルギー消費の削減。 POSレジ等の導入による受付事務の省力化や一層の業務効率化による経費縮減。	開園当初からの公園管理の経験やノウハウを生かした、利用者の安全・安心に配慮した安定的な公園運営。